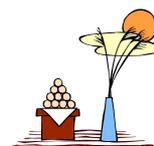


# 社労士とは何だ！



## 1. 上司の「人事労務管理力」とは何か（その1）－ 知識と4つの実践力－

### ◇上司の「人事労務管理力」とは？

当事務所の考える上司の「人事労務管理力」は「人事労務に関する知識と実践を持って、部下との信頼関係を築き、個人と組織の成長に貢献する力」のことです。それは「人事労務管理の基本知識」と「4つの実践力」からなります。以下その内容についてお伝えします。一見硬く難しそうに思えますが、どれも重要なことですよ。

### ◇人事労務管理の基本知識とは

「人事労務トラブルは職場で起っています。やむを得ないトラブルもちろんありますが、中には、人事労務管理の基本知識が少しでもあれば、トラブルにならずに済んだというものもあります。例えば、

- ・セクハラ・パワハラの意味を知らなかったので職場環境を悪化させてしまった
- ・国が定める時間外労働の目安時間を知らなかったので部下が過労で倒れてしまった 等

基本知識として、採用から退職まで次の10項目を選びました。

- ①採用と配置    ②人事評価    ③賃金    ④昇進・昇格とキャリア形成    ⑤育成    ⑥労働時間  
⑦休日と休暇    ⑧健康管理    ⑨服務規律    ⑩退職・解雇

### ◇4つの実践力

上司が部下との信頼関係を築くためには、4つの実践力を職場で発揮することが必要です。当事務所は4つの実践力を次のように定義しました。管理職（上司）の方には、ぜひ実践をお願いしたいと考えます。

- 1) **観察力**：「注意深く部下を見て小さな事実を具体的にメモ・記録する」  
部下の育成や仕事の改善、健康管理等、人事労務で大切なことは部下をしっかりと観察しないと何も始まりません。
- 2) **傾聴力**：「共感しながら最後まで聴き、部下の言葉に隠された真意を聴き取る」  
傾聴によって部下は安心し、自分で物事を解決する方向に向かいます。また、部下の状況がよく理解できるので、問題解決が容易になります。
- 3) **承認力**：「部下の能力、行動事実、存在自体をそのまま伝える」  
人から認められることによって自己肯定感（自信）が生まれ、成果を出すようになります。
- 4) **対話力**：「逃げずに部下と向き合って話し合い、新しい視点やベストな解決策を導く」  
対話には傾聴と承認も含まれます。目的や問題意識を共有して、徹底的に話し合えば信頼関係が築かれます。また、個人にとっても会社にとっても大きな成果につなげていくことができます。

私はこれを、「し・か・け・た」と言っております・・・。

(承認) (観察) (傾聴) (対話)

## 2. 大人気！「キャリアアップ助成金」の概要

### ◇大人気の助成金

平成 25 年度から始まった「キャリアアップ助成金」ですが、受給の要件となる「キャリアアップ計画」の作成・認定企業数が厚生労働省の予想を大幅に超えているそうです。

ここでは、どのような助成金なのかを簡単に見ていきます。

### ◇助成金の概要（6つのコース）

「キャリアアップ助成金」は、有期契約労働者、短時間労働者、派遣労働者といった非正規雇用の労働者の企業内でのキャリアアップ等を促進するため、「正規雇用への転換」、「人材育成」、「処遇改善」等の取組みを実施した事業主に対して支給されるもので、次の6コースがあります。

- (1) 正規雇用等転換コース
- (2) 人材育成コース
- (3) 処遇改善コース
- (4) 健康管理コース
- (5) 短時間正社員コース
- (6) 短時間労働者の週所定労働時間延長コース

なお、コースによっては、平成 26 年 3 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間は、支給額の増額、要件の緩和の措置がとられています。

### ◇「キャリアアップ計画」とは？

受給にあたりまず必要となるのが「キャリアアップ計画」の作成ですが、この「キャリアアップ計画」とは、有期契約労働者等のキャリアアップに向けた取組みを計画的に進めるため、おおまかな取り組みイメージ（対象者、目標、期間、目標を達成するために事業主が行う取組み）をあらかじめ記載するものです。

### ◇様々な要件、書類が必要

「キャリアアップ計画」の作成・提出後にはコースごとに様々な要件があり、書類の提出も必要となります。厚生労働省ホームページにも詳しい内容が記載されています（「キャリアアップ助成金」で検索できます）。

### 3. 新入社員、いきいきと働いていますか？ 研修の振り返りのススメ

#### ◇重要な新入社員研修

現在、人員を絞っているという企業も少なくないと思われませんが、このような場合には、少ない人数で業績を上げるために、社員の成長が欠かせません。

そのため、多くの企業では、研修を実施して、社員教育を行っています。中でも重要なのが、企業の文化に触れ、大きく成長してもらうための基礎となる「新入社員研修」です。

#### ◇「振り返り」が必要

もし、今年新入社員が入り、研修を行ったのであれば、その成果が十分に出ているか、研修について振り返ってみましょう。

やりっぱなしにするのではなく、振り返ってみて良かった点、反省点を洗い出すことで、次に活かすことができます。

#### ◇「成果の出る新入社員研修」のポイント

例えば、次の点についてチェックしてみてください。

##### (1) 教育方針・内容が明確になっているか？

「誰が」、「どんな項目」を、「どのように教える」のかが明確になっていれば、ポイントを外すことなく研修を行うことが可能です。

講師側も、何を伝えればいいのかかわかるので、的確な準備ができます。

##### (2) 配属先の上司も研修内容を知っているか？

これは特に新入社員研修ならではのポイントです。現場での仕事に際しても、研修内容と関連付けた対応が可能となります。

##### (3) 研修の成果について確認ができているか？

「研修を受けて終わり」ではなく、その後のフォローがあれば、その内容がより身につきます。

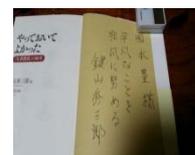
#### 所長のひとこと～「凡事徹底」平凡なことを非凡に務める

8月9日に、イエローハット創業者の鍵山秀三郎さんの講話を聴きに行きました。

その中で私が印象に残った言葉は、

- ・いくらでも思うことはできるが、その中の一つでも二つでも始めることは容易ではない→それを続けること、人に勧めることはもっと容易ではない
  - ・汚したまま、そこを去らない(ゴミがあると周りの人がムツとする→自分が掃除をしてきれいになると周りの人がムツとしなくなる～これはアンガーマネジメントにもつながるなと思いました)
  - ・「“やっておけば”良かった」ではなく「“やっておいて”良かった」と言える人になる
  - ・因果一如「原因を作ったときには同時に結果も生まれている」～今日出ている結果は、必ずそれ以前に原因がある
- 等でした。

山口市倫理法人会モーニングセミナーに続き、鍵山さんの話を聴くのは、今年2度目だったのですが、新たな発見もたくさんあり、出席して良かったと心より思いました。あとは、実行するだけです！（私の凡事徹底は、「朝起き」です）



くにもとゆたか

國本 豊 社会保険労務士事務所

〒742-0034 山口県柳井市余田1310

TEL 0820-24-6886 FAX 0820-24-6887

ホームページ <http://k-sr.jp>

☆公的活動

- ・アンガーマネジメントファシリテーター
- ・柳井商工会議所青年部所属
- ・柳井商工会議所中小企業支援センターコーディネーター
- ・柳井市倫理法人会幹事 等

御相談、お待ちしております！



☆講演、メディア出演等

- ・KRYラジオ「おはようKRY」電話出演（平成20年3月）
- ・ " " 「ハッピーパラダイス」出演（平成26年6月）
- ・FM山口「ザ・ムーブマン」に出演（平成21年11月）
- ・柳井ライオンズクラブにて講演（平成22年11月）
- ・柳井市倫理法人会モーニングセミナー講話（2回）
- ・社会保障について朝日新聞のインタビューを受ける（平成24年12月、平成25年4月）
- ・柳井間税会にて講演（平成25年6月）
- ・倫理法人会で講話（光・下松：平成25年6月、下関中央：平成25年8月、宇部：平成25年10月）
- ・柳井商工会議所青年日OB会&現役交流事業講師（平成26年2月）
- ・柳井中学校にて職業インタビューに講師の一人として参加（平成26年3月）

\*生徒さんからのお礼の手紙に添えられていた、私の似顔絵です。似ていますか？→



当事務所は、主に以下の業務で、お客様のサポートをいたします（以下は、顧問先に対するサービス内容です）

・ **就業規則の作成**

（プロが作る就業規則です。会社の発展、リスク管理、そして社員さんの安心感につながる規則を作成します。もちろん法改正にも随時対応します）

・ **労働保険、社会保険手続き**

- 労働保険の年度更新事務（7月）
- 社会保険の算定基礎届（7月）
- 36協定の作成届出（定時）
- 1年単位の変形労働時間届（定時）
- 各種保険料の変更、控除額のお知らせ（随時）
- 入社・退職社員様に関わる保険関係届
- 年金相談
- 労災事故の手続き 等

・ **中小企業事業主様の、労災保険特別加入**

・ **情報発信、相談業務**

◇毎月1回人事労務ニュースを持参（又は発送）します ◇労働基準監督署の調査対応に協力します

◇土日祝日問わず雇用に関するお困りの電話、メール相談をします。もちろん、訪問相談もいたします

◇給与改定時ご連絡いただければ給与台帳を拝見し、社会保険料算出、月額変更等の確認をします

◇御社に役立つ有効情報をタイムリーに発信、ご提案します ◇御社に役立つ助成金情報があれば、ご提案します

